

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業 助成金取扱要綱

### 1 目的

本要綱は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱（以下、「実施要綱」）」第10項で規定する助成金の取扱いについて定めるものとする。

なお、ボランティア協力校（以下、「協力校」）に対する助成については、北海道共同募金会（以下、「道共募」）「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』助成金申請ガイド」及び本要綱によるものとする。

### 2 助成金の額

1年間の助成金の額は、次の基準によるものとする。

なお、一つの指定期間において各年度の一市町村あたりの助成金額は、300,000円を上限とする。

(1) 短期指定：1校あたり助成額 30,000円以内/年

(2) 中期指定：1校あたり助成額 100,000円以内/年

### 3 助成金の対象経費

本助成金の対象経費は、学童・生徒のボランティア活動普及事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

科目	例示
消耗品費	活動に必要な事務用品(コピー用紙・インク代も該当)
器具什器費	単価が1万円(税込)以上の物品 ※ 但し、単価が10万円未満(税込)、且つ、支出額は本助成金額の1/2を越えない範囲とする
印刷製本費	印刷物作成のための費用(冊子・垂れ幕・横断幕・PRチラシ・写真現像代等)
修繕費	活動に必要な器具の修繕費用
通信運搬費	切手・はがき・宅配便等に係る費用
会議費	外部講師等に対する茶菓・弁当代等(会食に要する経費を除く)
手数料	振込手数料・賞状筆耕、クリーニング等に係る費用
賃借料	会場代・機材借上げ代等

### 4 助成金の概算払い

本助成金は概算払いとし、共同募金助成金交付の時期（4月中旬～下旬頃）とする。なお、協力校への助成金着金の流れは以下のとおり。

市の場合				
道共募	⇒	市共同募金委員会	⇒	協力校
町村の場合				
道共募	⇒	(各管内) 地方共同募金委員会	⇒	町村共同募金委員会 ⇒ 協力校

### 5 助成金の申請

実施要綱 第7項（1）のとおり。

### 6 助成金交付の条件

(1) 「実施計画書[様式2]」に基づく事業実施計画を変更する際は、北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」）会長の承認を受けるとともに、その指示により道共募へ変更に係る様式を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 当該変更に伴う助成対象経費の増減が変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないとき。

イ 助成金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の変更と認められるとき。

(2) 助成金の取扱いについては、赤い羽根共同募金助成金による公的な資金が財源であることから本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(3) 事業実施計画を中止、または廃止しようとするときは、あらかじめ道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により道共募へ変更に係る様式を提出しなければならない。

(4) 事業実施計画の遂行が困難となったときは、速やかに道社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 精算の結果、助成金に不用額が生じた場合は、その額を道共募に返還させるものとする。

(6) 協力校として決定後における事情の変更により特別の必要が生じた際は、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付けた条件を変更することがある。これに伴い、道共募は助成金の全額もしくは一部について返還を求めることができる。

(7) 助成金により取得、または効用の増加した財産については、当該事業実施計画の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 次の各号に該当するとき、道共募はこの助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることがある。助成金の額の確定があった後においても同様とする。

ア この助成金を他の用途に使用したとき。

イ 事業実施計画の執行に関し、この事業指定の内容またはこれに付けた条件その他の法令またはこれに基づく道社協会長の処分に違反したとき。

ウ 事業実施計画に虚偽、その他不正な行為があったとき。

## 7 助成金の精算報告

実施要綱 第7項(2)のとおり。

### 《附則》

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。

なお、第34期、第35期、第36期に指定した協力校は、経過措置として平成25年4月1日施行の要綱により事業を実施する。

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。